第560回　広島地方最低賃金審議会　資料目次

資料No.１	広島地方最低賃金審議会委員名簿（第57期）	P.　1
資料No.２	広島地方最低賃金審議会運営規程	P.　2
資料No.３	広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程	P.　5
資料No.４	広島地方最低賃金審議会小委員会運営規程	P.　7
資料No.５	広島地方最低賃金審議会会議公開要綱	P.　9
資料No.６	令和7年度広島地方最低賃金審議会の運営について（案）	P.　11
資料No.７	広島県最低賃金審議経過一覧（令和2年度～令和6年度）	P.　13
資料No.８	地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について （平成16年5月24日付け事務連絡）	P.　14
資料No.９	最低賃金審議会令	P.　16

資料No.1

第57期 広島地方最低賃金審議会 委員名簿

広　島　労　働　局
令和7年5月1日現在

区分	氏　　名	現　　職
公益代表	岡田　行正	広島修道大学　教授
	酒井　朋子	税理士
	中原　良子	弁護士
	三井　正信	安田女子大学　教授
	村上　恵子	県立広島大学　教授
労働者代表	佐﨑　吉宏	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部　事務局長
	角　直樹	電機連合広島地域協議会事務局長
	橋本　　聡	日本労働組合総連合会広島県連合会　副事務局長
	林　秀彦	JAM山陽広島県連絡会　事務局長
	藤村　直樹	全国マツダ労働組合連合会副会長
使用者代表	池久保　典也	株式会社 池久保電工社　代表取締役社長
	木村　康宏	広島県経営者協会　専務理事代行
	蔵田　秀和	広島県中小企業団体中央会　専務理事
	長谷川　信男	広島県商工会連合会　専務理事
	光村　暢純	ミツヤ工業株式会社　代表取締役社長

（50音順・第57期）

広島地方最低賃金審議会運営規程

第１条　広島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第２条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、広島労働局長、５人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各１人以上を含む３人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

２　前項の規定により広島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の１週間前までに、会長に通知しなければならない。

３　会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも３日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、広島労働局長に通知するものとする。

第３条　会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第４条　会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

２　テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第５条第２項及び第３項に規定する会議への出席に含めるものとする。

３　委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

４　委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第５条　会長は、会議の議長となり、議事を掌理する。

２　委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

３　審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第６条　会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

２　会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第７条　会議の議事については、議事録を作成する。

２　議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

３　議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

４　第６条及び前三項の規定は小委員会等について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「会長又は座長」と読み替えるものとする。

第８条　会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書を広島労働局長に提出するものとする。

第９条　この規程に定めるもののほか、専門部会等の議事運営に関し必要な事項は、専門部会等の長が当該専門部会等に諮って定める。

第 10 条　この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附　則

第１条　この規程は、平成 13 年５月９日から施行する。

附　則

第１条　この規程は、平成 16 年３月 23 日から施行する。

附　則

第１条　この規程は、令和２年７月３日から施行する。

附　則

第１条　この規程は、令和３年７月２日から施行する。

附　則

第１条　この規程は、令和４年２月 15 日から施行する。

広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程

第１条　広島地方最低賃金審議会専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び最低賃金審議会令(昭和 34 年政令第 163 号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第２条　専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、広島労働局長又は３分の１以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

２　前項の規定により広島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の１週間前までに、部会長に通知しなければならない。

３　部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも３日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、広島労働局長に通知するものとする。

第３条　委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

２　委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

第４条　部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

２　委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

３　専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第５条　会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損な

われるおそれがある場合には、部会長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

２　部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第６条　会議の議事については、議事録を作成する。

２　議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

３　議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第７条　部会長は、専門部会が議決を行ったときは、広島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。

第８条　この規定に定めるもののほか、専門部会の議事運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第９条　この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附　則

第１条　この規程は、平成 13 年５月９日から施行する。

附　則

第１条　この規程は、平成 16 年３月 23 日から施行する。

附　則

第１条　この規程は、令和２年７月３日から施行する。

附　則

第１条　この規程は、令和３年７月２日から施行する。

広島地方最低賃金審議会小委員会運営規程

第１条　地域別・特定最低賃金のあり方に関する基本的事項又は特定の特定最低賃金の取扱い等について検討し、広島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）及び広島地方最低賃金審議会専門部会における審議の円滑化に資するため、広島地方最低賃金審議会運営規程第３条に基づき広島地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「運営小委員会」という。）又は広島地方最低賃金審議会検討小委員会(以下「検討小委員会」という。)を設置するものとする。

第２条　運営小委員会の構成は、会長のほか、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ２名とし各側代表委員は各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。ただし、委員に事故のあるときは、他の委員が代理し得るものとする。

２　検討小委員会の構成は、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ２名とし各側代表委員は各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。ただし、委員に事故のあるときは、他の委員が代理し得るものとする。

第３条　運営小委員会及び検討小委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集するものとする。

２　会議は、公益代表委員のうちの推薦に基づいて会長に指名された座長が議事の運営を図るものとする。

３　運営小委員会及び検討小委員会は、座長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第４条　会議において審議した結果、必要と思われる事項については審議会において報告するものとする。

第５条　この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附　則

第１条　この規程は、平成 16 年３月 23 日から施行する。

附　則

第１条　この規程は、平成 20 年７月 10 日から施行する。

附　則

第１条　この規程は、令和２年７月３日から施行する。

広島地方最低賃金審議会会議公開要綱

第１条　この要綱は、広島地方最低賃金審議会、同専門部会及び同運営小委員会並びに同検討小委員会の会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し、広島地方最低賃金審議会運営規程及び広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程並びに広島地方最低賃金審議会小委員会運営規程の定めによるほか、その具体的な取扱いについて定める。

第２条　公開する審議会等の開催の日時、場所及び傍聴者の募集等については、原則として審議会等の開催の日の１４日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）までに、広島労働局において掲示し、併せて広島労働局のホームページにも掲載する。

第３条　審議会等の傍聴を希望する者は、前条の掲示等に示された締切日までに、郵便又は電子メールにより労働基準部賃金室宛てに申し込むものとする。

２　希望者１人の申込みについて、申込書１枚を提出するものとする。ただし、介助者が必要な場合は、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。

第４条　傍聴者は、若干名とする。

２　希望者が多数の場合は、会場の収容人数等を考慮し、抽選とすることがある。

３　抽選結果については、当選者に文書又は電子メールで通知する。ただし、緊急の場合は電話で通知することができる。

４　傍聴は、申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。

第５条　公開する審議会等ごとに傍聴者名簿を作成する。

第６条　傍聴者には、傍聴整理券を発行する。

２　傍聴者は、審議会開始の１０分前までに、傍聴整理券と同一番号の傍聴席に着席するものとする。

３　傍聴者には、審議会傍聴に当たっての遵守事項を周知するものとする。

第７条　審議中に、審議会傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、会長、部会長又は座長は違反者に対し是正を求め、従わない場合は退去を求めるものとする。

２　退去要求に従わず審議の妨害を続ける場合は、事務局から庁舎退去命令を発出する。

３　庁舎退去命令にも従わない場合には、所轄警察署に連絡し、強制排除を行うこととする。

第８条　審議会等を公開する場合、報道関係者については、第３条及び第４条にかかわらず、原則として取材を認める。ただし、撮影及び録音は、会長、部会長又は座長が認める場合に限る。

第９条　この要綱に定めるもののほか、審議会等の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長、部会長又は座長が定める。

附　則

第１条　この規程は、平成 13 年５月９日から施行する。

附　則

第１条　この規程は、平成 16 年３月 23 日から施行する。

附　則

第１条　この規程は、令和２年７月３日から施行する。

附　則

第１条　この規程は、令和５年３月 17 日から施行する。

附　則

第１条　この規程は、令和５年７月３日から施行する。

附　則

第１条　この規程は、令和６年６月 28 日から施行する。

資料 No.6

（案）

広島地方最低賃金審議会

令 和 7 年 5 月 28 日

令和７年度広島地方最低賃金審議会の運営について

令和７年度における当審議会の運営に係る基本的方針については、下記に留意するものとする。

記

１　広島県最低賃金については、10 月１日発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。

２　特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標に置き、審議の促進を図ることとする。

３　第１回目の特定（産業別）最低賃金専門部会において、具体的金額審議を行うに当たっては、原則として労使各側の本審議会委員が出席の上で、行うこととする。

４　最低賃金審議会令第６条第５項の適用については、別紙「最低賃金審議会令第６条第５項の運用について」によるものとする。

（案）

別紙

最低賃金審議会令第６条第５項の運用について

広島地方最低賃金審議会

広島地方最低賃金審議会の令和７年度の運営における最低賃金審議会令第６条第５項の適用は、下記によることとする。

記

１　特定（産業別）最低賃金についてのみ適用するものとし、広島県最低賃金については、適用しないものとする。

２　各特定（産業別）最低賃金ごとに、本審議会において議決のうえ運用することとし、全業種あるいは数業種を一括して適用することについての事前の議決は行わないものとする。

３（１案）本審議会によるあらかじめの議決は、専門部会において１回以上審議した段階で部会長が最低賃金審議会令第６条第５項の適用が妥当と判断して出席委員全員の了解を得た場合に、直近の本審議会において部会長の報告を受けてこれを行うものとする。

（２案）本審議会によるあらかじめの議決は、原則として、当該特定（産業別）最低賃金の改正等の諮問を行う本審議会において行うものとする。

４　特定（産業別）最低賃金の専門部会での議決が、全会一致の場合に適用するものとする。

５　最低賃金審議会令第６条第５項の適用については、各特定（産業別）最低賃金ごとに毎年審議して決定するものとする。

資料No.7

広島県最低賃金審議経過一覧

年度	諮　問　日	目安答申日	専門部会開催日	答　申　日	官報公示日	効力発生日	決定金額	引上げ率
2	令和2年7月3日	令和2年7月22日	令和2年8月3日 令和2年8月4日 令和2年8月5日 令和2年8月21日	令和2年8月21日	－	令和元年10月１日	時間額　８７１円 （　－円）	－
3	令和3年7月2日	令和3年7月16日	令和3年7月30日 令和3年8月2日 令和3年8月4日 令和3年8月5日	令和3年8月5日	令和3年9月1日	令和3年10月１日	時間額　８９９円 （　＋２８円）	3.21%
4	令和4年7月1日	令和4年8月1日	令和4年8月1日 令和4年8月2日 令和4年8月4日 令和4年8月5日	令和4年8月5日	令和4年9月1日	令和4年10月1日	時間給　９３０円 （　＋３１円）	3.45%
5	令和5年7月3日	令和5年7月28日	令和5年7月31日 令和5年8月1日 令和5年8月2日 令和5年8月4日	令和5年8月4日	令和5年9月1日	令和5年10月1日	時間給　９７０円 （　＋４０円）	4.30%
6	令和6年6月28日	令和6年7月25日	令和6年7月30日 令和6年7月31日 令和6年8月2日 令和6年8月5日	令和6年8月5日	令和6年8月30日	令和6年10月1日	時間給　1,020円 （　＋５０円）	5.15%

資料 №8

事　務　連　絡
平成 16 年 5 月 24 日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局賃金時間課
主任中央賃金指導官

地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について

従来、中央最低賃金審議会の議事録の発言者については、「会長」「公益委員」「労側委員」「使側委員」と表示し公開してきたところであるが、情報公開の流れの中で審議会等の更なる透明性が求められてきており、発言者の名前も公開すべきとの意見が高まってきているところである。

こうした中、先般、国会において議事録の公開について質問があり、発言者名について明らかにすべきとの指摘を受けたことを踏まえ、5 月 14 日に開催された第 14 回中央最低賃金審議会において、今後、当該審議会にかかる議事録については、全員協議会及び目安小委員会も含め発言者個人名を公開することが、了承されたところである。

ついては、地方最低賃金審議会（専門部会を含む。）においても上記趣旨を踏まえ、その取扱いの変更に向け準備を進めるとともに、変更が円滑に行われるよう関係者への事前説明等格段の配慮をお願いする。

なお、第 14 回中央最低賃金審議会提出資料及び賃金時間課長説明概要並びに国会議事録（抜粋）を添付するので参考とされたい。

（注：添付資料のうち下線部は省略）

第 14 回中央最低賃金審議会提出資料（抜粋）

中央最低賃金審議会の議事録の取扱いについて

1　現行の取扱い

議事録の公開に当たっては、委員の発言について「会長」、「公益委員」、「労側委員」、「使側委員」と表示した上で公開する。

ただし、以下の場合には会長は議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

・個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合
・個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合
・率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合

2　今後の取扱い

議事録の公開に当たっては、委員の発言について「会長」、「〇〇委員」と発言者名を表示することとする。

議事録の一部又は全部を非公開とすることができる場合の取扱いについては従来どおりとする。

平成28年6月21日 施行　　現在施行

厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百三十八号）

昭和三十四年政令第百六十三号

最低賃金審議会令

内閣は、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第二十八条第一項、第二十九条第一項（第三十一条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条第三項及び第三十二条の規定に基き、この政令を制定する。

（名称）

第一条　地方最低賃金審議会には、当該都道府県労働局の名を冠する。

（組織）

第二条　中央最低賃金審議会の委員の数は、十八人とする。

2　地方最低賃金審議会の委員の数は、十五人とする。ただし、東京地方最低賃金審議会及び大阪地方最低賃金審議会にあつては、十八人とする。

3　中央最低賃金審議会に、最低賃金法第二十五条第一項に規定する事項及び同条第二項に規定する最低賃金の決定又はその改正の決定その他特別の事項（第四条第二項において「最低賃金決定等」という。）を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員の推薦）

第三条　厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

2　前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があつた候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかつたときは、この限りでない。

（臨時委員の任命等）

第四条　臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2　臨時委員は、その者の任命に係る最低賃金決定等に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3　臨時委員は、非常勤とする。

4　前条の規定は、関係労働者を代表する臨時委員及び関係使用者を代表する臨時委員の任命について準用する。この場合において、同条第一項中「関係労働組合又は関係使用者団

体」とあるのは「関係者（関係者の団体を含む。）」と、同条第二項中「推薦」とあるのは「推薦（厚生労働大臣が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適当でないと認める候補者に係る推薦を除く。）」と読み替えるものとする。

（会議）

第五条　審議会の会議は、会長が招集する。

2　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員（地方最低賃金審議会にあつては、委員）の三分の二以上又は労働者関係委員（中央最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員をいう。）、使用者関係委員（中央最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員をいう。）及び公益関係委員（中央最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員をいう。）の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3　審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員（地方最低賃金審議会にあつては、委員）で会議に出席したものの過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（最低賃金専門部会）

第六条　最低賃金法第二十五条第一項又は第二項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低賃金専門部会」という。）の委員及び臨時委員（地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員）の数は、九人以内とする。

2　中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、中央最低賃金審議会の委員及び臨時委員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3　中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき関係労働者を代表する臨時委員、関係使用者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員の数は、各同数とする。

4　第三条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第一項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者（関係者の団体を含む。）」と、同条第二項中「推薦」とあるのは「推薦（都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適当でないと認める候補者に係る推薦を除く。）」と読み替えるものとする。

5　審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

6　前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第二項中「中央最低賃金審議会」と

あるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。

7　最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

（庶務）

第七条　中央最低賃金審議会の庶務は厚生労働省労働基準局賃金課において、地方最低賃金審議会の庶務は当該都道府県労働局において、処理する。

（雑則）

第八条　この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則　抄

1　この政令は、昭和三十四年五月五日から施行する。